

# 参議院 厚生労働委員会 會議録 第四号

平成二十三年三月三十一日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 津田弥太郎君  
理事 足立 信也君  
長浜 博行君  
石井 準一君  
藤井 基之君  
山本 博司君

委員 梅村 聡君  
大塚 耕平君  
川合 孝典君  
小林 正夫君  
谷 博之君  
辻 泰弘君  
西村まさみ君  
森 ゆうこ君  
赤石 清美君  
石井みどり君  
衛藤 晟一君  
大家 敏志君  
高階恵美子君  
中村 博彦君  
三原しゆん子君  
秋野 公造君  
川田 龍平君  
田村 智子君  
福島みずほ君

衆議院議員  
発議者 城島 光力君  
渡辺 周君  
西村智奈美君

議者 郡 和子君  
道義君

国務大臣 細川 律夫君

副大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子君

大臣政務官 厚生労働副大臣 大塚 耕平君

厚生労働大臣政務官 小林 正夫君

事務局側 常任委員会専門員 松田 茂敬君

本日の會議に付した案件

○国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年  
年度における子ども手当の支給に関する法律の  
一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(津田弥太郎君) ただいまから厚生労働  
委員会を開会いたします。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二  
年度における子ども手当の支給に関する法律の一  
部を改正する法律案を議題といたします。

發議者衆議院議員西村智奈美君から趣旨説明を  
聴取いたします。西村智奈美君。

○衆議院議員(西村智奈美君) ただいま議題とな  
りました国民生活等の混乱を回避するための平成  
二十二年年度における子ども手当の支給に関する法  
律の一部を改正する法律案について、提出者を代  
表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明  
申し上げます。

平成二十二年年度における子ども手当の支給に関  
する法律に基づく子ども手当の支給は、平成二十  
三年三月で終わることとなっております。

このため、これにより生ずる国民生活等の混乱  
を回避するために、同法の子ども手当について、  
暫定的に平成二十三年九月まで支給することと  
し、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申  
上げます。

まず、平成二十二年年度子ども手当支給法の子ど  
も手当について、平成二十三年九月まで支給する  
こととしております。

また、この法律の施行期日は、平成二十三年四  
月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概  
要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんこ  
とをお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) 以上で趣旨説明の聴取  
は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井準一君 自由民主党の石井準一でございます。

まず初めに、東北地方太平洋沖大地震により多  
くの方々の尊い命が失われたことに深い哀悼の意  
をささげ、被災された方々へ心よりお見舞いを申  
上げます。同時に、被災地での救出、救護、福  
島原子力発電所の復旧と二次災害防止に懸命に御  
尽力をいただいている皆様方に心より敬意を表す  
る次第でございます。また、国内外から数多くの  
様々な温かい支援の手が東北地方を始め被災地に  
差し伸べられていることに厚く感謝、御礼を申し  
上げます。

今回の自然の猛威による大惨事は、国難という  
言い方で表現されるのをよく耳にいたします。実  
際に被災地の方々を取り巻く環境の激変は言うま  
でもありませんが、未曾有の危機に直面をし、遠

く離れた土地でも計画停電等、子供からお年寄り  
まで暮らしや意識の切替えを迫られている状況に  
あります。

これまで我が党は、今回の地震発生直後に緊急  
対策本部を立ち上げ、緊急に取り組むべき対策を  
第一緊急提言としてまとめ上げ、政府に申出を  
しております。また、「がんばろう日本」の掛け  
声の下、国民運動的な取組を積極的に行うなど、  
全力で対応しております。今こそ全ての国民が心  
を一つにして復興へ向けて歩み出すことを切に願  
い、日本再生に向けて取り組んでまいる所存でご  
ざいます。

さて、法案に關してであります。

この法案は、民主党提出の議員立法であり、平  
成二十二年年度に実施された子ども手当制度をその  
まま継続をさせ、今年九月までの六か月間をつな  
ぐものであります。一方、衆議院では、政府案と  
して三歳未満の子供に月額二万円を支給するとい  
う平成二十三年度における子ども手当の支給に関  
する法律案が提出をされておりました。政府提出案  
については、衆議院で採決された後に撤回の手続  
が進められておりますが、同じ子ども手当法案を  
実施するための法案として、同じ政府・与党から  
違つた内容の二つの法案が提出されたというのは  
果たしてどのように考えればよいのでしょうか。

自分たちのマニフェストの目玉である子ども手当  
をどうするかさえ明確に示さない政府がかじ取  
りに右往左往していることは容易に想像が付きわ  
けであります。この国難、非常事態において、  
国民のため、どうかしつかりとした対応を実施し  
ていただきたく、政府に折るような思いであるこ  
とをまず述べさせていただきますと思います。

その上で、子ども手当に係る予算を復興財源と  
して振り向けるべきであり、子ども手当自体に  
我々は反対であることを強く強調をしておきま

未曾有の大地震により幾多の尊い命が失われ、住まい、職場、学校、病院、道路、ライフライン、何もかもが壊滅的な被害を受けており、これから膨大な復興財源が必要になることは間違いありません。子ども手当の予算額は二十三年度で二・二兆円も計上されており、このつなぎ法案が通ればその約半分、一・一兆円が半年の間に支給されることとなります。それだけの予算があれば、マスコミの世論調査にも表れているように、被災地の復興財源にすべきと考えるのは当然のことではないのでしょうか。

さらに、この法案が成立することになると、従来より我々が国会審議の中で指摘をし問題視してきた点の解決、改善にはつながりません。例えば、未払の学校給食費について子ども手当から天引きできるという制度が盛り込まれておりません。また、子供に対して国内居住要件が設けられていないため、海外にいる外国人の子供にも支給され続ける一方、児童養護施設などの入所している子供たちへの支給は引き続き行われない状態になります。

このように、この法案は何の改善にもつながらず、しかも子ども手当は社会で子育てを支援とする所期の目的から全く懸け離れた制度になっており、親を失った子供たちや被災地で両親が所在不明になっている子供たちのことを思うと、胸が裂ける思いであります。

では、具体的な質問に入らせていただきます。まず、平成二十二年子ども手当支給法に基づく子ども手当の支給期間を平成二十三年九月まで暫定延長する趣旨について、発議者の方から答弁を願います。

○衆議院議員(城島光力君) 今、石井委員から御質問がございました。平成二十三年子ども手当法案に関しましては各党様々な御意見がございまして、この短期間うちに各党の合意を得ることが困難であるということからして、与党といったま

まして、国民生活、さらには現実に支給する現場に混乱が生じないよう、今回緊急的にこの法案を提出したところでございます。

まずは現行法、御提出しているこのつなぎ法案と我々呼んでおりましたけれども、いわゆる今までの、この三月までの現行法を延長した上で、各党の提案を真摯に受け止めて積極的な討議をした中で二十三年以降の制度の在り方について各党で合意をしたいと、そういう趣旨で提出をさせていただきます。

○石井準一君 それならば、平成二十三年子ども手当支給法案の今後の取扱いについて、細川大臣の方にお伺いをいたします。

衆議院の予算委員会、本会議等でも、今回の法案相矛盾すると衆議院の厚生労働委員会で田村委員に指摘されたがゆえに閣法の撤回をしたのか、また、その辺をしっかりと国民に説明する義務があると思いますが、大臣の方、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 石井委員にお答えをいたします。

厚生労働省といたしましては、さきに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案を国会に提出をいたしました御審議をお願いをしてきたところでございます。一方、国会での、特に衆議院でのいろいろな御審議の中で、政府提出法案につきましては、この今回提出された法律案にわゆるつなぎ法案、これとは一部時期が重なっているとか、あるいは内容面で違いがあるというふうな、そんなつなぎ法案を審議をするためにはこの政府提出法案は取り下げるべきだと、こういう御指摘があったところでございます。

政府といたしまして、厚生労働省といたしましては、こうした御指摘も踏まえまして、今後、与野党協議を行いまして本年十月以降の制度の在り方を検討をするために、この度、政府提出法案を撤回するというふうな決めたものでござい

○石井準一君 閣法を撤回したのだから、次のつなぎ期間以降の子ども手当の制度設計についてど

のように考えているのかお伺いをしたいわけでありませう。

また、子ども手当の増額断念、政府、異例の法案取下げ、一九五八年以来極めて異例だということも、見出しも新聞に載っておったわけでありませう。さきの衆議院の厚生労働委員会で渡辺議員は、当面、様々な自治体の事務作業等に影響を及ぼさないように、当面の二十二年の単純つなぎ法案という形で何とか御理解をいただきながら新たな制度をつくる、そして閣法の方については、それは合意が、各党各会派により良いものをつくるということができれば政府の方でも適切に判断されると考えているとの答弁をしております。

しかしながら、未定稿ではありますが議事録を抜いてみますと、衆議院の厚生労働委員会で細川大臣と小宮山副大臣、渡辺委員との意見が多少一致していないような議事録を見ておるわけでありませう。その辺のことをお伺いをしたいというふうな思いをいたします。

○国務大臣(細川律夫君) つなぎ法案の内容でありますつなぎ期間ですね、その後の期間です。十月以降、この制度の在り方につきましては、これは今後、与野党協議におきまして恒久的な制度の構築に向けて建設的な議論が行われて早期に合意が得られるということを私どもとしては期待をいたしております。

政府提出法案というのは、政府としては最善のものと考えて提出したものでございませうけれども、昨日、与野党間で十月以降の制度の在り方を検討していただくためにはその撤回をお願いしたところでございまして、今後、政府としては、各党間の協議の結果を踏まえて適切に対応してまいります。

○石井準一君 平成二十三年子ども手当の支給法案を撤回をした。ならば、民主党マニフェスト二〇九では、平成二十三年から二万六千円満額実施とされていたが、二十三年子ども手当支給法案においては、財源等の問題もあり、

三歳未満の上積みにとどまっているわけでありませう。その閣法成立のめどが立たない状況で一般的なつなぎ法案を提案をし、暫定的に延長した上で与野党協議を行うというような答弁をいただいたわけでありませうが、このような状況の中で今後マニフェスト二〇九記載の満額実施を目指していくのか、またゼロベースで各党各会派と子ども手当の支給に対する議論をしていくのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) マニフェストにつきましては、これは国民との約束でありますから、引き続き実現に向けて取り組んでいくというのが基本的な考えでございます。

しかしながら、これだけの大震災が発生をいたしました。被災された皆さんへの御支援として復興財源に取組んでいくには、まさに委員も言われましたように、この困難を克服していくと、それには国を挙げてそれに最優先に取り組んでいかなければならない課題だというふうな考えをいたします。

そういう意味で、震災復興対策のための負担というの国民全体で負担すべきものでありまして、何にこの財源を振り向けるかということについては今後与野党の議論の中で合意形成が図られるものだというふうな考えをいたします。

また、つなぎ後の制度の在り方につきましては、先ほど申し上げましたように、このつなぎ法案が可決、成立した場合においてもまだ決まっていないわけでありませうから、今後早急に各党の建設的な議論が行われて合意が得られることを期待をいたしております。政府としてはその議論を踏まえて適切に対応してまいります。そういう今後の過程、この過程におきまして、委員が言われるようなマニフェストの見直しというふうな問題につきましてもその必要がある、見直しが必要ということになれば、その際、国民の皆さんには丁寧に御説明することで御理解を得たいと、このように考えております。

○石井準一君 改めてお伺いをいたしますが、こ

の半年間の間でゼロベースで考え直していくのか、制度の中身自体を各党会派で協議してもらったのか、この点についてはつきりとお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、このいわゆるつなぎ法案で六か月、二十二年度の子ども手当の内容が行われる、実施をされていると、こういうことで、その後の十月以降については何ら決まっていなくてございませぬ。したがって、その決まっていなくてございませぬから早急に与野党でいろいろ協議をしていただいて、その協議を踏まえて適切に私どもは対応してまいりたいと、このように考えております。

○石井準一君 今も大臣が御答弁されているように、このマニフェストというのは平時に作成されたものであります。厳しい財政状況の下、震災直後という非常時の対応として果たして妥当かどうか、政策の優先順位はおのずと変わってくるのではないかと思うわけであります。子ども手当は民主党が二〇〇九年の衆議院選挙で掲げた看板施策であります。

このマニフェストに基づいて考えるならば、平成二十三年度から、中学まで全ての子供を対象に月額二万六千円全額国費で支給する。菅総理はまた、マニフェストは国民との約束事であり、引き続きその実現に向け取り組んでいくのが基本的であると考えていると、このように答弁をされておりますが、最近では、計五・三兆円の財源のめどが立たず、満額支給断念の可能性にも言及をしておるわけであり、検証し、満額が成立しなかった場合、国民に対する説明責任をどう果たしていくのか、改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、このマニフェストは国民に対する約束でございますから、その約束を実現していくというのことは基本的な考えであり、まして、しかし、御承知のような未曾有の大災害でもございませぬ。この災害で被害に遭われました被災者の皆さんに対する支援を復旧復興、これ

がまさに今国家として、政府として、また国全体でしっかりやっていくのが大事なことでございませぬ。

したがって、そのためには何が優先的に行われなければならないのかと、こういうことを決めていかなければならないというふうな思っておりませぬ。それはもうこの際与野党でいろいろと議論をいたして、そして合意をしていただくということだろうと思っております。またこの子ども手当につきましても、これは先ほどから申し上げておりますように、取りあえず六か月というのを二十二年度の内容でやっていたと申すことになりませぬ。その先は決まっていなくてありますから、これも与野党でいろいろと議論をしていただく。そういう中で、このマニフェストというのを、子ども手当というマニフェストで約束していたその内容もこれも変わる、変えなければならぬ必要があるということならば、これは私どもとしては国民に御丁寧に説明をして御理解をいただく、こういうことになると思っております。

○石井準一君 非常に分かりづらい答弁なんですけど、震災に遭わなかった家庭における子ども手当貯蓄と震災復旧復興財源確保、どちらが優先順位が高いと思われるのか。

また、今回のつなぎ法案が成立した場合、四月分から九月分まで六か月間で幾らの国費が必要となるのか、給付費、事務費、新たな交付金の取扱も含めて二十三年度予算計上額との差額は幾らか、数字で、時間があるわけですので、お示しをいただきたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) まず、額の問題についてお答えをいたしたいと思います。このつなぎ法案で六か月間で要する所要額、四月から九月分までの子ども手当の給付に係る経費というものは国費で九千八百億円でございます。二十三年度子ども手当支給法による同期間の子ども手当の給付に係る経費は国費で一兆一千億でございます。その差額は一千二百五十億円という

ことになっていましてございませぬ。

○石井準一君 時間が来ましたので、改めて、子ども手当に係る予算を復興財源として振り向けるべきであり、子ども手当自体に反対であることを表明し、質問を終わります。

○三原じゅん子君 自由民主党の三原じゅん子でございます。今回の東日本大地震・津波災害によってお亡くなりになった方々の御冥福を心からお祈りし、被災された皆様に対しまして衷心からお見舞い申し上げます。

では、法案に関して質問させていただきます。まず、子ども手当については、その政策目的が明確でない、そのため政策効果も不明確であると言われてきました。その目的が子育ての経済的負担の軽減にあるのであれば、高所得者への給付は不要であり、そして低所得者への給付をより厚くすべきである。少子化対策にあるのであれば、第二子、第三子以降の給付を厚くすべきであり、また現金給付よりも現物給付の方が効果的である。経済対策であるならば、限られた財源をより経済効果の高い施策に投入すべきであると批判されております。

調査によりまして、子ども手当の予算を震災の復興支援の財源に充てることについて、支持するという人の割合が八三%にも上っているという調査結果もございませぬ。

では、本年度の子ども手当法案にはそのようになっていたところもあり、いろいろと批判をされ、それに対しては安心ことも基金、そちらの方から手当てをしていただく、とございませぬ。したがって、二十三年度の子ども手当が提案した子ども手当法案にはその内容が法案の内容として盛り込まれてはいたわけでありますけれども、二十二年度についてはそのようなことで手当てをいたしていただく、とございませぬ。したがって、委員が御指摘のことは私どもも同じような認識を共有しているところとございませぬ。

しかし、今度のつなぎ法案についてはいろいろ理由からそのことが含まれていないということとございませぬので、六か月たったその後の子ども手当につきましても、これは委員の、先生の御意見も踏まえ、その内容が組み込まれるようにしっかりと御協議をお願いもしていきたいと、こういうふうにしてまいります。

○三原じゅん子君 今回のつなぎ法案には含まれていないということですね。では、この度の東日本大地震・津波災害で親を亡くした子供には子ども手当が支給されないのでしょうか。また、この被災地で親を亡くした子供の数というのを把握なさっているのでしょうか。お答えください、大臣。

○国務大臣(細川律夫君) 今度の震災は、本当に規模も大きく、そしてまた被災者も多数でございませぬ。そこで、私どもも、この震災の被害で親を亡くした子供さんがおられるということで、この子供たちはどういうことがあられるかというところから対応していかねばいけません。まず、正確な数が今まだつかめておりませぬ。したがって、数はつかめておりませぬけれども、今回、御指摘のように、不幸にして支給対象となる親が亡くなった場合には、まず親が亡くなった後に親戚等が親代わりになって子供の面倒を見て、そして監護・生計要件を満たす場合には

その者に対して子ども手当を支給する、また、親代わりに面倒を見る者がいない場合には児童養護施設等に入所することになると思いますけれども、この場合には安心子ども基金で対応をしたいと思います、こういうふうにご考えております。

○三原じゅん子君 ちよつとよく分からないお答えだったんですが、取りあえず調査中ということなんです。では、一日も早くしっかり人数も把握していただいで対応していただけますよう強くお願いいたします。

震災地域では、住民基本台帳がなくなったという話も聞いております。大臣、住民基本台帳のバックアップは取っていらつしやいますか。そして、取っていらつしやるならば、その頻度についてお答えください。

○委員長(津田弥太郎君) 通告はされておられますか。

○三原じゅん子君 はい。

○副大臣(大塚耕平君) 御下問の件は総務省の所管でございますので、私どもがここで今お答えすることは難しいわけでございますが、報道等あるいは現地に入っております私どもの職員からの報告等の情報からも、かなりそういった行政の基礎情報が損失をしているという状況でございます。

○委員長(津田弥太郎君) バックアップを取っているか。

○副大臣(大塚耕平君) その点については総務省に是非お尋ねをいただきたいというふうに思っております。

○三原じゅん子君 では、子ども手当法案には、受給者の責務として、子ども手当の支給を受けた者は、子ども手当が目的を達成するために支給されるものである趣旨に鑑み、それをその趣旨に従って用いなければならないと記載されております。子ども手当は、景気対策になるという主張もある一方で、貯蓄に回すと回答する親が多く、子ども手当に対しての経済効果は薄いとする調査結果もございませう。

う巨額の予算を投入した効果の評価をお聞かせください。

○国務大臣(細川律夫君) 子ども手当の政策効果についての御質問だと思います。

子ども手当につきましては、一人一人の子供の育ちを社会全体で応援するという趣旨で実施されているものであり、その趣旨を踏まえて子供のために使われることを期待をいたしております。このため、昨年、子ども手当をどういうふうに使ったかという調査を実施したところでございませうが、子供関係の使途というのが上位を占めており、おむね子供のために使われているものというふうにご認識をいたしております。

子ども手当の使途をしっかりと調査をすべきだと、使途をしっかりと把握することが重要であるということ、これは度々この国会の方でも質問もございました。私どもとしては、二十三年度も引き続きこの使途につきましては調査をして、そしてその政策効果について、国民の皆さんの意識も踏まえ、しっかりと把握をしまいたいというふうにご考えております。

○三原じゅん子君 子育て中の親自身からは、現金給付よりも現物給付の充実を望む声も多く聞かれております。子供の健やかな育ちを支援する手段としては、子ども手当のような現金給付に限らず、当然ながら待機児童という問題も大きく指摘されております。そのように、保育サーピスなどの現物給付というものもその有力な手段でありまして、特に当の子育て中の親御さん自身から、現金給付よりも現物給付の充実を望むという声も聞かれているところでございます。

そこで、現金給付と現物給付のバランスについてどのように考えておられるのか。特に、政府においては、現物給付も含めて、子ども・子育て新システムの検討も行われておりますが、現金給付のみが先行している感が否めないと思っております。見解をお願いいたします。

○国務大臣(細川律夫君) 子供の育て、子育て支援につきましては、これは委員が言われるように、現金の給付そしてまた現物給付、これのバランスということ、これは私どもの方でも大事なことだというふうにご認識をいたしております。

このため、現物サーピスにつきましては、子ども・子育てビジョン、これは平成二十二年の一月に閣議決定したわけでありませうが、このビジョンに基づきまして保育所受入れ児童数を約五万人増やすという保育所の運営費拡充等を行っているところであり、また、地域の実情に応じた現物サーピス、この拡充をするために、これは二十三年度の子ども手当法案には交付金という形で内容を盛り込んでおりましたけれども、それは実現ができなかったわけでありませうけれども、しかし、交付金で考えておりました地方で必要とする事業につきましては、今度のこのつなぎ法案の後十月以降の子ども手当をどういうふうにするかということと対応をしまして、そしてその事業にもしっかりと対応をしましてまいりたいというふうにご考えております。

委員が御指摘のように、現金給付とそれから現物給付のバランスを取っていくということについては、私どもとしても今後とも心掛けてしっかりとやってまいりたいと、このように考えております。

○三原じゅん子君 今のようにつなぎ法案は、民主党のマニフェストを実行したという実績が欲しいためだけに子ども手当を行うのではないかと、そのように感じている次第でございます。

国民の皆様が震災の復興に予算を使ってほしいという、この民意を是非酌み取っていただきたいと強く訴え、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。初めに、今回の大震災に当たりまして、亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げますとともに、大勢の被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

本日は、子ども手当のいわゆるつなぎ法案につきましてお聞きを申し上げます。

そもそも、なぜこのようなつなぎ法案を出さなくてはならなくなったかといいますと、民主党のこの目玉政策とも言えます子ども手当に對しまして理念のある財源の明確な法案を提示できなかったことにご存じます。

民主党のマニフェスト二〇〇九では、平成二十三年度から零歳から中学生までの全てのの子供を対象に月額二万六千円、この子ども手当全額国費で支給、このことになっておりましたけれども、今回の法案では恒久財源も示しておりませうでした。そして単年度でございました。三歳未満に上乗せをしたということだけで、その民主党の言うマニフェストとは程遠い内容となっておりますわけでございます。さらに、現金給付に關しましても、保育サーピスなどの現物給付は十分とは言えないわけでございます。その上で今回、半年間のつなぎ法案ということで、僅かこの一時間ぐらいの審議で決めるようになっていられるわけでございます。

本日に子育ての支援ということを真摯に議論しようというのであれば、こうした審議の在り方というのは大変問題がございます。これは政府と与党の間で余りにも連携がございませうであつたのではないかと、このように指摘をせざるを得ないわけでございます。

ところが、一昨日に衆議院での審議が終わり、昨日になってこの閣法を撤回し取り下げたわけでございます。この審議中の閣法を途中で取り下げるといふことは、昭和三十三年以来未曾有のことでございます。

そこで、大臣、なぜこのタイミングでこの閣法を撤回したのか、理由をお聞かせください。

○国務大臣(細川律夫君) 厚生労働省といたしましては、これはさきに平成二十三年度における子ども手当法案を国会に提出をして御審議をお願いをしてきたところでございませう。一方、この国会の審議におきましては、政府提案案とつなぎ法案は一部重なっているというふうな指摘、また内容面でも違いがあると、したがって、つなぎ法案を

撤回したのか、理由をお聞かせください。

審議するためには政府提出法案は取り下げるべきだというような御指摘があったところでございます。

こういう御指摘も踏まえまして、今後与野党協議を行って、今年の十月以降の制度の在り方、これを検討していただくためには、この度、政府の提出法案を撤回すると、こういうことにさせていただきます。

○山本博司君 それでは、今回この閣法を撤回をしたということは、今まで民主党が掲げてきたこのマニフェストを撤回すると、このように考えてもよろしいんでしょうか。変更するということがよろしいんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) このつなぎ法案が成立いたしましたならば、これは半年、六か月でございますから、その後のことについては子ども手当については何ら決まっていなくてございませぬ。したがって、これを検討を、その後の子ども手当をどうするかということについては、これは与野党でいろいろと協議をしていただくということにならうかと思ひます。

したがって、ただそれだけで私ども今の段階でマニフェスト自体を転換をすると、こういうものではございません。しかし、今後、この制度の在り方につきまして各党から様々な御意見、御提案も出されておりました、そこで御議論をいたしたい、この子ども手当のどういう枠組みを決めていくかということについて合意をいただくと、こういうことが是非必要でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。そこでいろいろと議論をしていく中で、この子ども手当についての内容も決まってくるというふうに思ひます。

したがって、先ほどもお話を申し上げましたけれども、この未曾有の大震災、これに対していろいろと御支援をする、あるいは復旧復興をしなければならない、それに最大の力を注いでいく、そういうときに、より優先的な財源を確保していくかということについてもいろいろ

とこれから御議論があるかと思ひます。そういう中と、それから今度の十月以降どういうふうな子ども手当を決めるかと、そういう中で議論をする中でこのマニフェストの書かれたことについて変更をせざるを得ないということになります。これは私どもとしてもそのことを国民の皆さんに丁寧に説明してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○山本博司君 菅総理も、今後こうしたマニフェストの変更はあり得るということもあるわけですから、しっかりとこれも含めて、撤回、変換をするということも含めてやっていただかねばいけないと思ひます。

このつなぎ法案は、新しい制度を十月一日からという、九月までということでございますけれども、当然、新しい制度に関しまして、この十月とこのことであれば、当然、準備期間、自治体の準備期間とか周知徹底、様々なことを考えたときには、この通常国会での六月中にやらないといけないのではないかと、こう思うわけですから、大臣はどうかという決意でリーダーシップを示すのでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 私どもといたしましては、二十三年度の子どもの手当法案を最善のものとして提案をさせていただきましたけれども、先ほども申し上げましたような理由で今回撤回をさせていただきますところでございます。

私としましては、十月以降、この子ども手当については何ら決まっていなくてございませぬから、したがって、この十月以降の子ども手当どうするかということについて、これは早急に各党御議論をいただきたいというふうに思ひます。私どもといたしましては、これは是非とも、子ども手当、十月以降どうするかということを早急に決めていただくためにも、厚生労働省として今後の子ども手当についていろいろ御議論の、与野党を含め、私どももそれに加わってしっかりとものをつくっていくと。

これは、大震災があつて、これに対して国を挙げて復旧復興支援をしていくということも、これもやらなければいけない大事なことでありますけれども、子ども手当そのものも、これは将来を担う子供をどう育てていくかと、こういう大事なことでございますから、今国会中にもこれはしっかりと議論をさせていただきたいと、このように考えております。

○山本博司君 しつかり、大臣、リーダーシップを発揮していただきたいと思ひます。そこで、つなぎ法案の提案者に伺いたいと思ひます。

このつなぎ法案、三月二十二日に提出をされておりますけれども、法案の中の、混乱を回避すると、こういうことが書いてございますけれども、どういう意味なのか。三月十一日に震災が発生しておりますので、この混乱の中に震災関連は含まれているかどうか、確認の意味でお聞きしたいと思ひます。簡潔にお願いします。

○衆議院議員(渡辺周君) 結論から申しますと、混乱の回避という意味の中には被災地への当然配慮も含まれております。このまま子ども手当法案が成立せず児童手当に戻りますと、所得制限が発生する。そうしますと、これは、今もう自治体の機能が失われ、職員も著しく不足している中で新たな事務という負担を掛けるということは非常に忍びないことでありまして、その点について我々も配慮をしたつもりでございます。

また、震災前ですが、三月二日には自治体から、とにかくこのままいくと様々な事務的な手続が増えちゃうということで市長会から要請もいただいております。併せてこの震災への配慮も含めましてこのような法案の名称となつた次第でございます。

○山本博司君 次に、大臣にお伺いをしたいと思います。この法案、自治体の事務作業等に影響を及ぼさないということがこの趣旨があるわけでございます。

すけれども、先ほど、混乱を回避してということ、予定どおりこの六月支給が実施できると、こういうふうな考えてよろしいのかどうか。そして、一つ懸念されるのは、こういう震災で自治体機能を消失したような地域たくさんございますけれども、そういう地域でもどのように対応されるのか、大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) このつなぎ法案、これが成立いたしましたならば、これは二十二年度の子ども手当の支給額や支給要件が変更しないと、こういうことになりますから、基本的には六月の定期払いで実施できると、こう考えております。

ただ、委員御指摘のような、この地震による被害によりまして一部の自治体では行政事務の一部が行われない状態にあると承知をしておりますが、そうした自治体では六月支給が困難になると、そういうことも懸念されるわけであります。万が一そうした場合でもできるだけ早くきちんと手当が支払われることが重要であると考えております。国としてもできる限り市町村事務を支援できるように努力をしたいと考えております。

また、子ども手当の支給を受けるためには子ども手当の認定を受けることが必要でありますけれども、震災等のために手当の認定申請が遅れたような場合については、やむを得ない理由といたしまして震災時に遡って支給される旨地方自治体にも既に通知いたしましたところでございます。

今後とも、自治体の御要望も踏まえつつ、必要があれば弾力的にこの運用もしてまいりたいと、このように考えております。

○山本博司君 やはり被災された地域の方々、やはりしっかりと支給できるように体制というものは、省内でプロジェクトをつくるのか様々な形でやっばりやるのが大事でございますので、是非ともお願ひをしたいと思います。

そして、この大震災、未曾有のこの大震災に關しまして、この復旧復興、被災者の支援のために総力を挙げて取り組んでいくということでは大

変大事であります。また、早急な財源確保に努めるべきでございます。

政府は二十三日に、この大震災の直接的な被害額約十六兆円から二十五兆円ということで、これは福島原発事故を含めない形の影響でございますけれども、大変復興には莫大な財源が必要でございます。

公明党としましては、児童手当の拡充案を提示いたしました。中学生までの一律一万円に引き上げることで、こうした考え方をまとめております。これによって、復旧復興に回せる財源ということとは約一兆円捻出することができると考えております。

不要不急の予算ということで、ここは思い切った削減をしていく、子ども手当に關しても見直して震災対策の財源に確保すると、こういうことが必要であると思っておりますけれども、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 公明党さんの方で子ども手当について提案をされたということは承知をいたしております。今後、十月以降の子どもの手当どうするかということについてしっかりとお互いに議論をさせていただきたいというふうに思っております。

また、震災復興対策、これ、私も、極めて重要でございます。そのためには国を挙げてやっていかなければというふうに思っておりますが、この一万三千円の子どもの手当を停止して子育ての家庭に重点的に負担をさせるということは、これは私は問題だというふうに思っておりますが、しかしなお、子ども手当の上積み分、この三歳未満月額七千円の予算につきましては、これは災害対策の財源に充てるべきだという御意見もいただいております。ところでございまして、こうした点も含めて今後検討していきたいと思っております。

○山本博司君 時間が参りましたので、やはり大震災で孤児になった方も数百人いらっしゃるということも報道でもございまして、しっかりとこうした復興支援策に財源を使っていくということで検

討お願いをしたいと思っております。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。改めまして、今回の震災において被災した皆様へのお見舞いを申し上げます。また、災害の復旧復興に向けて命懸けで尽力されている皆様への感謝を申し上げます。

子ども手当を支給する自治体自体が壊滅的に被災をして、多くの行方不明者を今も捜索をしているなかでどのように子ども手当を支給していくのでしょうか。特に、被災地のみならず、自治体の負担が大きいのは周知のとおりです。被災地でも子ども手当をきちんと支給できる体制にあるのでしょうか。この発議者で地元が被災地でもある宮城の郡議員及び大臣のお考えをお聞かせください。

○衆議院議員(郡和子君) お答えいたします。御指摘の点については大変心配をいたしている状況でございます。今回の大震災によって大きな被害を受けた自治体では、子ども手当の支給システムを含めて役所機能自体が失われていたり、また職員の方々が亡くなったり、今なお安否が分からない状況が続いているなど、非常に厳しい状況でございます。

一方、そうした中で災害復興対策に全力を挙げ取り組んでいただいているところでありまして、今後、短期間で行政機能を回復させ、通常どおり子ども手当の支給を行うことはかなり厳しいのではないかとというのが私が地元を回った際の正直な実感でございます。

しかし、先ほど大臣からも御答弁ございましたけれども、柔軟に運用するようとの、弾力的に運用するようとの厚労省からの通知も出されているところでございます。また、今の御指摘については、子ども手当の支給にとどまらず、これまで行政が行ってきた様々なサービスについても同様のことが言えるわけでございまして、今後、政府では、被災地域できちんとしたサービスを提供でき

るように、復興支援をしつかりとさせていただくと、また自治体の要望を十分に酌み取って運用の弾力化を講じていただくことなど、万全の対応に努めていただきたいと思います。

しかし、これまでも御答弁ございましたけれども、児童手当に返ることによって、例えば所得把握などの事務手続のかんりの負担というものが生じるということも考えますと、それぞれを被災自治体に課すことは大変なことだというふうに考えております。是非ともこのつなぎ法案に御理解、御協力をいただきたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) この震災によりまして一部の自治体では、委員が言われるように、行政事務が行われられないような困難になっている、そういう状態があることも承知をいたしております。それでも、震災の被害に遭われた方々に対してもきちんと子ども手当を支払われるということも重要だと考えておりますので、国としてもできる限り市町村の事務を支援をしていきたい、努力をしていきたいと思います。そこで、震災のためにこの手当の認定申請が遅れる場合につきましては、やむを得ない理由ということで震災時に遡って支給されるものであり、その旨地方自治体に対して既に通知もいたしております。

今後とも、自治体の御要望も踏まえまして、必要があれば運用に弾力的に適用していきたく、このように考えております。

○川田龍平君 私は、やはり子ども手当に財源を充てるよりも、復興復旧のためにまず財源を充てるべきであって、本当に無駄なばらまきとも言われてきたこの子ども手当に予算を使うことよりも、復興復旧のために予算を第一に使うことが、まずそれを優先事項とすることが私は大事だと思っております。

子ども手当を半年のつなぎにすることによって議決された来年度予算と合わなくなりましたけれども、政府と与党はどのように調整をしているのでしょうか。また、子ども手当に係る国費の余った分をどのように使うつもりなのか、これも発議者

の民主党及び大臣双方に伺います。

○衆議院議員(城島光力君) 今御指摘の子ども手当の少なくとも上積み分、三歳未満七千円ということも震災対策の財源に充てるべきだという御意見もあり、こうしたことも含めて今後検討してまいります。

ただ、一点、きちんとこれも留意しておかないかぬのは、この子ども手当支給の対象となつていく子育て世帯については既に年少扶養控除を廃止しているわけでありまして、それはスタートしている、すなわち増税が始まっているということも一方できちんと押さえておく必要があるということに思います。

いずれにしても、そういったことも含めて、与野党の中でしっかりと仕組み、制度をつくっていきたくと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) 城島提出者の方からもお話がありましたように、私も、子ども手当の上積み分、三歳未満七千円でありましても、これにつきましては災害対策の財源に充てるべきだ、こういう強い御意見もございまして、そうした点も含めまして今後検討をしたいと思います。

○川田龍平君 やはりこの子ども手当自体が増税の上にはばらまきの予算の使い方であって、やはり間違いであったと私は思っています。未曾有の災害だといってなし崩しに議論を進めるのではなく、抜本的に子育て支援策を見直すべきだと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 子育ての支援につきましては、これはやはり子供が主人公、チルドレンファースト、そして社会全体で子供を支える、こういうような基本的な考え方の下で、子ども手当の支給等の現金給付、そして待機児童の解消などの保育サービスの充実、そして三つ目はワーク・ライフ・バランスなどの実現、こういうことによりましてバランスの取れた総合的な政策を講じることが重要だと、こういうふうに考えております。



こうした考え方に基つきまして、子ども・子育て支援の総合的な対策を推進するため、数値目標を盛り込んだ子ども・子育てビジョンを昨年一月に閣議決定したところでございます。同ビジョンの実現に向けまして関係府省と連携して取り組んでまいりたい。

また、質の高い幼児教育、保育の一体的提供、これを確保いたしました上で、全ての子供の健やかな育ちを保障する子ども・子育て新システムの議論を進めておりまして、その制度化に向けて内閣府を始めとした関係府省と精力的に検討を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○川田龍平君 やはり、他党に協議を呼びかけるのであれば、まず間違いをしっかりと認めていただきたいと思っております。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。子ども手当が経年で安定した制度となるよう、また保育、学童保育など条件整備との両立が図られるよう、今後私たちも積極的な提案をしてまいります。そのことを申し上げまして、この場では被災地の保育所について急ぎ改善が求められている点について質問いたします。

被災地支援に当たっている全国保育団体連絡会からお聞きした事例ですけれども、宮城県石巻市のなかよし保育園、併設している支援センターに園長、職員三人が寝泊まりをして保育所の再開に努力をしています。ここに先日、避難所生活をしている母親がゼロ歳、二歳の子供を連れて訪ねてきた、職員がしばらく子供と遊んだら無表情だった子供が笑顔になり、翌日、母親から震災後初めて子供がぐっすり眠ったと伝えられたと、こうあるんですね。たとえ保育所がすぐに運営できない状況でも、保育士が大変重要な役割を担っていると思っております。

ところが、厚生労働省が三月二十五日に示した事務連絡では、保育所運営費について、被災地では三月中に保育を再開した施設には支給すると、

このことしか記されていません。気仙沼市のある民間保育所では、三月中再開のめどが立たずに保育士全員を解雇するという事態も起きています。保育士の雇用の確保がなければ保育再開の仕事もできません。避難所での保育士の役割を果たすこともできません。

本日がこの三月中再開というその期限を迎えているわけですけれども、本日までに保育所の運営ができない保育所、運営費をどうするおつもりなのか、お聞きいたします。

○副大臣(小宮山洋子君) 平成七年の阪神大震災のときにも、保育所の再開が難しくなったり子供の数が著しく減った保育所につきまして、その保育所の職員の雇用保障ということも含めまして、保育所運営費の交付のルールに基づいた特例措置というものを講じてまいりました。

今委員がおっしゃったように、今日再開できないと運営費が出ないということではなくて、阪神の大震災のときのように、今日中にしっかりと特例措置を作りまして維持ができるようにしてまいりたいと思っております。

○田村智子君 被災地の保育所は本当に混乱をいたしました。先ほどお話ししたように、実際に解雇してしまったり保育所もあります。是非、そういうことにならないんだということを徹底していただきたいし、阪神・淡路大震災のときには三か月間特例の措置をとっていますので、これを下回るようなことは絶対やらないということをお約束いただきたいと思っております。

実は、この運営費の問題は障害者施設も同じ要件になっていきます。どちらも職員の雇用が保障されてこそ事業の再開に向かうことができる、心ある措置を、阪神・淡路大震災のときを上回るような措置を行うということ、これは是非約束をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 障害福祉サービスにつ

きまして、その避難所でサービスを提供する場合、あるいは利用者とともに別の施設に避難して必要な支援を行う場合でも柔軟に報酬の対象とするように、各自治体に通知を示しているところであります。

また、障害福祉サービス事業者等が報酬を請求するに当たりまして、これは医療保険の場合と同様に、そのサービスの提供記録などがなくなってしまう場合でもこれまでの実績を踏まえた概算での請求ができるようにするなど、柔軟な対応を極力してまいりたいと思っております。

○田村智子君 事務連絡が幾つも出される問題は以前にも指摘をいたしました。最初から心ある措置ということをとるように、是非厚生労働省に改善を求めたいと思っております。

もう一つ、急いで改善求められる点をお聞きしたいので、被災地外の自治体による支援について一点お聞きいたします。

昨日も双葉町の住民を支える埼玉県での取組がニュースでも大きく報じられていて、心の通う支援というところに本当に努力に敬意を表したいと思っております。しかし、残念なことに、まあ一部の自治体かとは思いますが、これではよいのかと思えるような対応が見受けられず。

例えば神奈川県、これ三月二十七日現在の避難所のリストを見ますと、ほとんどが介護等の必要がなく自立して生活できることを条件として、食事の提供なしとなっています。これでは初めから障害者や高齢者は受け入れられないと宣言しているのと同じではないかと。東京都でも、避難所設置の当初は食事の提供がなく、また自立ということを条件にしたためか、車椅子の高齢者が現に東京武道館にいらしたんですけれども、ほかの方と同じマットレス一枚の提供と、介護のニーズの聞き取りもされていませんでした。

私たち日本共産党も、それぞれの自治体で支援の内容については改善を求めていますけれども、国としても、災害弱者への配慮、食事の提供など、避難所環境を整えるべく、現在の事務連絡よ

りも踏み込んで具体的に自治体に求めていくことが必要ではないかと思っております。いかがでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 御指摘、ありがとうございます。

もちろん私も委員と同じ気持ちで今回臨んでおりますので、例えば避難所においても居宅介護サービスを受けられるような措置もしております。その一方で、御指摘をいただいて神奈川県ホームページを見ましたら、おっしゃるよう、介護等の必要がなく自立して生活できる方という記述があつてびっくりしております。

若干神奈川県内の気持ちをおもえば、財政的なことも気にしているのかもしれないけれども、そういったことも被災地外の自治体に極力御迷惑を掛けないような財政的措置も財務省に御相談しながらとっておりますので、何らかの誤解でこういう条件を付けているということであれば、改善を求めよう神奈川県と話をさせていただきます。たいと思っております。

○田村智子君 これは神奈川県だけでなく東京都でも同じような事例が見受けられます。是非全国的に目配りをいただいて、それぞれの自治体がいよいよ我が事として心ある支援ができるよう、是非踏み込んで改善を行っていただきたいと思っております。

もう一つ、これも急ぎの問題なんです。雇用の問題です。

震災で事業の縮小や休業を余儀なくされている中小企業には雇用調整助成金を活用して雇用の確保をと、これは先日の委員会でも確認いたしました。しかし、この制度は、通常は、あらかじめ休業の計画を提出すると、それで雇用調整助成金を受給するというふうになっているんですね。

三月十一日に遡ると、この緩和措置は、青森、岩手、宮城、福島、茨城の五県に限定するというふうな今厚生労働省の方では通知出されていると思っております。津波被害を受けた旭市、液状化被害の浦安市など七市一町が被災した千葉県や全半

壊の住宅が一千二百棟にも上る栃木県、これは災害救助法の適用地域にされていますが、この雇用調整助成金の緩和措置の対象となっていない。現に千葉のハローワークには、なぜ私たちのところでは雇用調整助成金を受けられないのかと、こういう問合せが来ているといっています。

対象地域を大幅に拡大すべき、これも早急に行う手だてだと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 今委員がおっしゃいましたように、三月十七日に災害救助法を適用されたこの五つの県について、最初、スタートとしてここから始めました。これから様々なニーズをしつかり把握をいたしまして、更にこれをどう拡大していくのか、検討させていただきたいと思っております。

○田村智子君 終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

子供たちは、私たちの未来であり希望です。子供たちを支援し応援することは、大人たちの政治の責任だと思えます。

避難所に行きまして、例えば南相馬市から避難して山形県、受け入れている場所や、三郷市、埼玉県、福島県双葉郡広野町から避難されている皆さん、あるいは埼玉県が引き受けていらっしゃる双葉町のところやいろんなところに行きました。避難所で大人たち、とりわけ親は子供たちのことをとても心配している。健康のこと、勉強のこと、命のこと、とにかく子供のことを、とつてもみんな本当に涙を浮かべながら子供のことを本当に心配をしています。だからこそ、子供たちをやつぱりどう応援していくか。控除から手当へという方向は正しいと思えます。子供の貧困を全国の中でもなくしていくことが必要です。

東日本でも震災に遭われた人たちの子供を応援するために私は子ども手当が必要だと思っております。ただ、元々社民党は実は一万三千元と言ってきた、民主党が元々二万六千元だったので、一万三千元でいいじゃないかと言いつつはきたんで

すが、つなぎ法案という形で、民主党、いかがですか、もう恒久的に一万三千元で子供たちをみんな応援する、いかがですか。

○副大臣(小宮山洋子君) 子供たちへの支援の御理解、ありがとうございます。

そして、今の御提案でございますが、先ほどから大臣もお答えをされているとおり、私どものマニフェストは二万六千元でお約束をいたしました。ただ、このような事態に至って、今後御審議をいただく中でそこはどのような額がいいかをしっかりと御検討いただいて、それを受け止めていきたいというふうな思っております。

○福島みずほ君 つなぎ法案になったために、幾つかは、できれば今何とかできないかと思う点が何点か出てきております。

児童養護施設で保護されている子供たちで、かつ親権が継続している子供たちは、子ども手当が親に支給されるため、子供たちのために使われていないと言えない状況が出ております。子供たちが自身に使われるような工夫はできないのでしょうか。

○衆議院議員(楠木道義君) 御指摘のとおりでございます。児童養護施設に入所している子供についても本来は子ども手当による支給を行う必要があると私もその点を政府に要請をいたしまして、今回の二十三年度法案では、親の有無あるいは監護・生計要件を満たしているかにかかわらず施設に支給することが盛り込まれております。

ただ、先ほど来の答弁にもございますが、国民生活や地方の現場に混乱が生じないように、今回については、緊急的に提出したつなぎ法案には残念ながら盛り込まれておりません。これは、制度の見直しに当たりまして、システム改修等に相当な時間を要すること、そして各種様式の変更あるいは関係機関との調整、これは施設入所の子供の支給のためには、これまで支給を受けていた親御さんへの支給の廃止のため、子供の施設入所の情報を都道府県等から親御さんの所在する市町村へ

提供することが必要となります。こういった事務負担等が多いことから今回の措置になっているということではございます。

ただ、今回、二十二年度と同様に、安心子ども基金を活用いたしまして子ども手当相当額が行き渡るよう特別な支援を行う考えでもあり、また、施設に入所している子供の親に対して子ども手当は子供の育ちに使ってほしいという先ほどの御指摘は本当にもっともでございますので、今後、つなぎ法期間中に、まさに与野党が協力をいたしましてあらゆる努力を行い、半年後までには必ず施設支給を実現したいと、そのように考えております。

○福島みずほ君 外国人については国内における居住要件を求めることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。ごめんなさい、外国人の子供、外国人について、お願いします。

○衆議院議員(渡辺周君) 御指摘のことにつきまして、子ども手当、二十二年度施行されました様々な問題が顕在化をいたしました。ですから、私どもとしては、これは要件の厳格化という形で、支給要件の厳格化ということで、トータルでは八千人ほどの方が対象、支給されなかったわけですが、けれども、その点も踏まえて二十三年度の法案の中に入れておりました。

しかし、今回、緊急避難的なこのつなぎ法案ではそのところが法案の中には盛り込まれておりません。二十二年度そのままでございますので。この点については、厳格化を引き続き進めながら、二十三年度のこの十月以降どうするかということで御協議を皆さんとした上で、やつぱりこの点についても国内居住要件というものをしっかりと担保していくというふうな考えで皆さん方とお話合いができればと思っております。

○福島みずほ君 多くの子供たちが親を亡くしております。これらの子供たちはどのように支給されるのでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 不幸にして親を亡くした子供につきましては、親戚の方などが見られて

いるときにはその方に、また児童施設に入る場合にはそこへ行くようにしたいと思えますが、先ほどからいろいろ御指摘するように、手続などがすぐできない場合には、後からその遡及ができるようにしてまいりたいというふうな思っております。とにかく、一番困った状態にある子供たちにしつかり支給ができるように最大限努力をしてまいります。

○福島みずほ君 子ども・子育てビジョン、私も担当大臣として作りましたが、やはりみんなも現物支給も頑張ってくれという思いが大変あると思うんですね。特に今保育所がとりわけ必要です。学童クラブの充実、これは大分やっております。子供たちへの支援を現物でも支援することが大事だと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 昨年一月、福島委員が大臣のときに取りまとめたいただいた子ども・子育てビジョン、それに基づきまして、おっしゃいますように、学童保育あるいは保育につきましてもしつかり取り組みたい、五万人毎年保育受入れの児童の数を増やしたいと思っておりますし、待機児童の先取りプロジェクトでもできる場所からやっております。

また、児童福祉施設の子供たちについても、今早急に行えるところから少しでもいろいろな、広さですとか職員の配置ですとか、様々なことをできることから拡充するように取り組んでいるところがございます。

○福島みずほ君 東日本震災の中でみんな大変ですが、とりわけ子供たちには長い大きな未来があると。ですから、保育所のことを始め子供たちへの支援をしつかりしていただきたい。いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 同じ意見でございます。やはり震災復興のためには全体で負担を分かち合っていかなければいけないと思えますが、こ



れからの未来の子供たちについてはやはり一層の支援が必要なので、子供の家庭にだけ負荷が行くようなことは決してならないように子供の支援に最大限力を入れて、皆様と協力をしてやっていきたいと思っております。

○福島みずほ君 是非、子ども手当は、一万三千円、金額はいろいろあるかもしれませんが、恒久法案目指して、子供たち全てを応援するようによろしく願います。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について川田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川田龍平君。

○川田龍平君 私は、ただいま議題となっております国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対し、みんなの党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。民主党政権で創設された子ども手当は、国の財政状況を一顧だにしない理念なきはらまきであり、撤廃すべきものであるとみんなの党は考えます。しかし、この度、東北・関東地方を襲った地震や津波は各地に未曾有の被害をもたらしました。これらの地域においては、既に地方公共団体の機能を失ったと言えるところすらあります。また、地方公共団体が機能している場合においても、今何よりも大事なことは、被災者対策及び災害復旧対策にその全力を傾けることであり、そこで、被災地の窮状を踏まえ、地方公共団体の事務処理上の混乱を回避するため、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、次のとおりであります。第一に、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため児童手当に関する事務を適正に行うこ

とが著しく困難と認められる市町村を包括する県として厚生労働大臣が指定する県に限り、平成二十二年子ども手当支給法の子ども手当について、平成二十三年九月まで支給すること。

第二に、厚生労働大臣は、県の指定に当たっては、あらかじめ当該県の知事の意見を聴かなければならないこととし、当該県の知事が厚生労働大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の区域内の市町村の長の意見を聴くものとする。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。○委員長(津田弥太郎君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。○三原じゅん子君 自由民主党の三原じゅん子

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対して反対の立場から討論を行います。

まず、今回の東日本巨大地震・津波災害によってお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りし、被災された皆様に対して衷心からお見舞いを申し上げます。

さらに、被災地で救援活動に献身的な努力をされている自衛隊、警察、消防、海外の救助隊を始め、救助関係団体並びにボランティアの皆様御尽力に心から敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

我が党は、東日本巨大地震・津波災害に対して、「がんばろう日本」の掛け声の下、国民運動的な取組を積極的に行っております。地震発生直後には、政府に先駆けて東日本巨大地震・津波緊急災害対策本部を立ち上げ、これまでの数々の震災対応の経験を生かして総力で対策を実行しております。

このほど、緊急に取り組むべき対策を第一次緊急提言としてまとめ上げ、政府に対し申し入れ、野党という立場ではありますが、全力で対応しております。

法案に関して我が党の意見を申し上げます。

この法案は、民主党提出の議員立法であり、二十二年に実施された子ども手当一ヶ月額一万三千円の制度をそのまま今年九月までの六か月間延長するという内容です。加えて、衆議院において、政府案として三歳未満の子供に増額して月額二万円を支給するという平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律案が提出されました。同じ国会に政府と与党で異なる内容の法律が出されたということは、過去に例のない大きな問題です。

遅まきながら、政府・与党は自分の矛盾に気付き政府提出法案を撤回しようですが、自分たちのマニフェストの目玉政策である子ども手当でさえぶれる政府に、現在の国難と言え状況に対処できるはずがありません。

自民党は、子ども手当に係る予算は全て今回の東日本巨大地震・津波災害の復興財源として振り向けるべきであると考えており、延長であろうと拡充であろうと、子ども手当には反対であると明確に申し上げておきます。

子ども手当の予算額は二十三年度で二・二兆円もが計上されており、このつなぎ法案が通ればその約半額が半年の間に支出されることになり、まさに子ども手当の考えを考えているなら、これらのお金は子供たちのための学校、図書館、病院、そして住居への復興財源にすべきです。

また、この法案が成立してしまうと、従来より我が党が国会審議の中で指摘してきた問題点が解決、改善されないまま放置されることになり、例えば、対象となる子供の国内居住要件が設けられないため、海外にいる外国人の子供にも支給される状態が続く一方、児童養護施設などに入所している子供たちへの支給は引き続き行われない

状態のままです。被災地の施設にいる子供たちのことを思うと、胸が引き裂かれる思いであります。

我々は、責任ある野党として、これからも谷垣総裁を先頭に、全党員、党友が一丸となって、震災からの復興、国民生活の安定のため全力を尽くしてまいります。政府・与党をいたずらに混乱させることはませんが、この子ども手当つなぎ法案のような政策については毅然と反対としていきます。

被災者の皆様及び国民一人一人が、震災前よりも明るい希望を抱くことができる国づくりに邁進することをお誓いして、私の討論といたします。

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年改正法案に賛成する立場で討論を行います。

非正規雇用の急増、子育て世代の収入減などを背景に、子供の貧困は深刻さを増しています。日本共産党は、国際的に見ても低い現金給付の引上げ、保育所の増設など、子育て支援の総合的な施策の充実を求め、二〇一〇年度の子ども手当法案についてもこの立場から賛成しました。

しかし、二〇一一年度の子ども手当法案については、支給額の引上げではなく恒久的な制度設計が必要である、認可保育所の大幅増設など、総合的な子育て施策の充実を充てること、年少扶養控除の廃止によって負担増となる世帯が出ないよう税制上の措置を講ずること等を求め、そのための修正案も提案してきました。残念ながら、こうした修正協議も含めた審議が行われなままに年度末を迎えてしまいました。

本法案が廃案になり児童手当に戻れば、中学生への支給はなくなり、給付額も大幅減額となり、現に、この手当を前提に子育てを進めている家庭に打撃と混乱をもたらすことになり、何より、子供の貧困問題の解消に逆行することになります。また、児童手当に戻るとは自治体の給付事務に大きな混乱をもたらします。三月十一日

に起こった東北関東大震災の災害対応を最優先させるべき時期に、現に復旧に全力を挙げている自治体に更なる負担を掛けることは絶対に避けなければなりません。

子育て施策の充実、制度の安定性、継続性の観点からも、様々な混乱を避ける意味でも、我が党が提案した修正を行った上で、年度内に新しい子ども手当を成立させることが望ましいと考えますが、現に政府案を修正して成立させることは困難であり、緊急避難として今年度の子ども手当法の六か月延長は必要と考えます。

震災復興の財源にすべきとの議論がありますが、我が党は、復興支援と子育て支援を対立させるのではなく、在日米軍への思いやり予算を含む五兆円規模の軍事費や不要不急の大型公共事業の見直し、大企業を抱える内部留保の活用こそ検討すべきと考えます。

以上、賛成の理由を申し上げて、討論を終わります。

○福島みずほ君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

東日本大震災によって尊い命、子供たちの命もたくさん奪われたことに心から哀悼の意を表します。社民党は、全ての子供たちの未来を守り、しっかりと応援していくという決意です。

賛成の理由は、平成二十二年子ども手当の期限が切れ、児童手当に逆戻りすることは避けるべきであると考えます。本法が成立しなければ児童手当に自動的に戻るため、全世界で子ども手当より受取額が減り、現行の支給額を予定して子育て費用を賄っている国民に混乱をもたらします。特に、中学生四百万人については支給がなくなり、クラブ活動の継続、高校進学への準備など、子供たちの将来計画にも大きな影響をもたらします。また、市町村事務の混乱を回避しなければなりません。あくまでつなぎ法案という今回の

措置はやむを得ないという立場での賛成です。

また、児童養護施設などに入所している子供への支給、子供の居住要件の問題など、政府・与党は法の改善点を認識しているにもかかわらず、それらが全く盛り込まれておらず、ただ実務的につなぐということにも問題があると指摘しておきます。

本来ならば、子ども手当は恒久法として成立を期すべきです。単年度法、つなぎ法案では、国民に信頼される制度とは言えず、混乱を招くばかりです。支給額については当面一万三千円を維持して、早急に安定的な制度をつくるべきです。

子育て支援は、現金給付と現物サービスが車の両輪を成しています。両者のバランスを取りつつ、総合的に拡充していかなければなりません。政府の提出法案で示されていた金額の上乗せ分については、保育所などの基盤整備など、現物給付の拡充に充てるべきです。

日本の子育てに関する予算は諸外国に比べて極めて低く、日本の子供の貧困率は一四・二%であるという現実をしっかりと認識し、子ども手当の本格実施に向けて改めて国民の理解と合意を図るべきだと申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、川田君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(津田弥太郎君) 少数と認めます。よって、川田君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(津田弥太郎君) 可否同数と認めます。よって、国会法第五十条後段の規定に基づき、委

員長において本案に対する可否を決します。本案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時三十分散会

(参照)

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

題名中「国民生活等」を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域における地方公共団体の事務処理上」に改める。

第一条中「この法律は」の下に、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域において」を加え、「より生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から」を「併生する地方公共団体の事務処理上の混乱を回避するために改め、」ついで、「の下に」当該地域に限り」を加える。

第二条を次のように改める。  
(平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

第二条 平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を次のように改正する。  
附則第五条の次に次の一条を加える。  
(指定県の区域内に住所を有する受給資格者

等に関する特例)

第五条の二 次に掲げる者に係る第七条第二項及び第四項並びに第二十一条の規定の適用については、第七条第二項中「平成二十三年三月(同年二月末日とあるのは「平成二十三年九月(同年八月末日と、同条第四項中「平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれとあるのは「平成二十三年二月、六月及び十月に、それぞれの前月までの分を」と、第二十一条見出しを含む。)中「平成二十三年三月」とあるのは「平成二十三年九月」とする。

一 指定県(平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため児童手当に関する事務を適正に行うことが著しく困難と認められる市町村を包括する県として厚生労働大臣が指定する県をいう。次号において同じ。)の区域内に住所を有する受給資格者(第十六条第一項に規定する公務員を除く。)

二 指定県又は指定県の区域内の市町村(指定県又は指定県の区域内の市町村が組織する地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合、全部事務組合若しくは役場事務組合又は同法第二百九十八条第一項の地方開発事業団を含む。)に所属する地方公務員(第十六条第一項の表の第二号の上欄に掲げる者に限る。)である受給資格者

2 前項第一号の規定による指定をしたときは、厚生労働大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

3 第一項第一号の規定による指定に当たっては、厚生労働大臣は、あらかじめ当該県の知事の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により当該県の知事が厚生労働大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の区域内の市町村の長の意見を聴くものとする。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、

同条中「施行する」を「施行し」、第二条の規定による改正後の平成二十二年法における子ども手当の支給に関する法律（次条において「新法」という。）の規定は、同月一日から適用するに改める。

附則第二条中「において」、「の下に」「新法附則第五条の二第一項各号に掲げる者に対して」を加える。

附則第三条を削る。

附則第四条のうち附則第八条の改正規定中「第七条第十一号の二」を「同号中」に改め、「平成二十二年法」の下に「等」を加えるを「第七條第十一號の二中『児童手当の』とあるのは『子ども手当の』と、『児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條とあるのは『平成二十二年法における子ども手当とあるのは』平成二十二年法第七十三號第十九號第六條を『同号中『児童手当の支給を受けた者(平成二十二年法第十九號)第六條を『同号中『児童手当の支給を受けた者(平成二十二年法第七十三號)第七條の規定により認定を受けた受給資格者』をいう。第二十九條の二及び第三十一條第三項において同じ。』とあるのは『児童手当の支給を受けた者(平成二十二年法第十九號)第六條の規定により認定を受けた受給資格者』をいう。第二十九條の二及び第三十一條第三項において同じ。』又は子ども手当の支給を受けている者(平成二十二年法第十九號)第六條の規定により認定を受けた受給資格者』をいう。第二十九條の二及び第三十一條第三項において同じ。」に、「児童手当」とあるのは「子ども手当」を「児童手当の支給を受けている者」とあるのは「児童手当の支給を受けている者又は子ども手当の支給を受けている者」に改める。附則第四条を附則第三条とする。

附則第五条中附則第五条の改正規定を次のように改める。

附則第五条第一項を削り、同条第二項中「平成二十二年四月二日から平成二十三年三月三十一日まで」に成立する移行型地方独立行政法人」を「第五十九條の規定により平成二十三年四月一日から同年九月三十日まで」に成立する移行型

地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において指定県(平成二十二年法における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法第十九號)附則第五条の二第一項第一号に規定する指定県をいう。以下この条において同じ。)の区域内に住所を有し、かつ、指定県又は指定県の区域内の市町村(指定県又は指定県の区域内の市町村が組織する地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合、全部事務組合若しくは役場事務組合又は同法第二百九十八條第一項の地方開発事業団を含む。)に所属する地方公務員(平成二十二年法における子ども手当の支給に関する法律第十六條第一項の表の第二号の上欄に掲げる者に限る。)であつたものに改め、同項を同条とする。

後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願  
請願者 埼玉県新座市畑中一ノ八ノ四五 小林治作 外七十三名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

軽減すること。  
二、サービスを制限することなく、必要な介護を受けられる制度にすること。  
三、特別養護老人ホームなどの施設を整備して、早急に入所待機者を解消すること。介護療養病床は廃止しないこと。  
四、介護で働く人たちの賃金・労働条件を改善し、働き続けられる職場にすること。  
第三〇〇号 平成二十三年三月十六日受理  
医療費の窓口負担軽減と医療保険制度への国庫負担の増額を求めることに関する請願  
請願者 さいたま市岩槻区尾ヶ崎一、二一  
紹介議員 紙 智子君

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。  
一、後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願(第二九七号)  
一、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めめることに関する請願(第二九八号)  
一、高齢者が安心して受けられる介護保険制度の実現に関する請願(第二九九号)  
一、医療費の窓口負担軽減と医療保険制度への国庫負担の増額を求めることに関する請願(第三〇〇号)  
一、保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願(第三〇二号)  
一、パーキンソン病患者・家族の治療療養生活の質的向上の総合対策に関する請願(第三〇五号)  
一、保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願(第三〇六号)

第二九九号 平成二十三年三月十六日受理  
高齢者が安心して受けられる介護保険制度の実現に関する請願  
請願者 札幌市豊平区月寒東二条三ノ一ノ一八 三浦利衛 外二千二百六十九名  
紹介議員 紙 智子君  
介護保険が始まって一〇年がたった。介護の社会化を目指してスタートした制度であるが、介護保険料に続き、後期高齢者医療制度保険料や住民税までが年金からの天引きとなり、高齢者の生活を苦しめている。介護サービスを受けようと思つても、「利用料が高くて払えない」「実態に合わない」介護認定によつて、必要なサービスが受けられない。施設がなくつて行き場がない」という問題もある。現場で頑張つている職員は、やりがいもあつても生活できる賃金・労働条件にはない。高齢者の負担を軽減し、誰もが必要な介護サービスを受けられる制度へ改善していくこと、介護を担う職員がいつまでも働き続けられる労働条件の整備が急がれている。

一、国庫負担を大幅に増やし、保険料・利用料を減らすこと。  
二、サービスを提供することなく、必要な介護を受けられる制度にすること。  
三、特別養護老人ホームなどの施設を整備して、早急に入所待機者を解消すること。介護療養病床は廃止しないこと。  
四、介護で働く人たちの賃金・労働条件を改善し、働き続けられる職場にすること。  
第三〇〇号 平成二十三年三月十六日受理  
医療費の窓口負担軽減と医療保険制度への国庫負担の増額を求めることに関する請願  
請願者 さいたま市岩槻区尾ヶ崎一、二一  
紹介議員 紙 智子君  
失業率の高止まり、経済不況が続く中、国保料(税)の滞納世帯は二割に上り、医療費の負担が重く、受診できない事態も広がっている。外来でも入院でも、窓口の患者負担三割は先進国で日本だけであり、OECD三〇か国中で一五か国は窓口負担ゼロで、負担があつても少額の定額制である。高い保険料を払つた上に、患者負担が重くて医療を受けられないのでは公的医療保険とは言えない。日本においても、子供の医療費を無料にする制度は多くの自治体で作られ、対象年齢は広がり、高齢者の医療も無料化制度を実施する自治体もあり、かつて(一九七三年～一九八三年)、老人医療費は無料であつた。高過ぎる医療費負担については直ちに軽減に踏み出し、できるだけ早い時期に窓口負担の無料化を目指すべきである。前政権は、社会保障予算を毎年二、二〇〇億円も削減し、医療・福祉を犠牲にしてきた。民主党を中心とする現政権はこうした政策を転換し、医療費の先進国並みの確保を目指すとしたが、具体的な施策は見えてこない。医療への不安をなくすこと化させる力にもなる。

第二九七号 平成二十三年三月十六日受理

介護保険は安心して受けられる介護保険制度の実現に関する請願(第二九七号)  
一、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めめることに関する請願(第二九八号)  
一、高齢者が安心して受けられる介護保険制度の実現に関する請願(第二九九号)  
一、医療費の窓口負担軽減と医療保険制度への国庫負担の増額を求めることに関する請願(第三〇〇号)  
一、保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願(第三〇二号)  
一、パーキンソン病患者・家族の治療療養生活の質的向上の総合対策に関する請願(第三〇五号)  
一、保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願(第三〇六号)

二、安心して暮らせる社会をつくり、経済を活性化させる力にもなる。  
三、安心して暮らせる社会をつくり、経済を活性化させる力にもなる。  
四、安心して暮らせる社会をつくり、経済を活性化させる力にもなる。  
三、安心して暮らせる社会をつくり、経済を活性化させる力にもなる。  
四、安心して暮らせる社会をつくり、経済を活性化させる力にもなる。

一、国庫負担を引き上げ、高過ぎる国保料(税)を引き下げること。

二、医療費の窓口負担を軽減すること。

第三〇一号 平成二十三年三月十六日受理  
保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願

請願者 群馬県安中市高別当八八ノ三 大井加代子 外二百九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱としており、全ての子供の保育を受ける権利と発達を保障するためには、現行保育制度の堅持・拡充こそ必要である。しかし、政府が検討を進めている「子ども・子育て新システム」は、全ての子供を社会全体で支援するとしながら、直接契約を基本とする保育の市場化と公的責任の縮小、最低基準の廃止、保育料の応能負担の導入、拙速な幼保一体化などを提案している。これらは現在の保育水準を低下させ、子供と保護者、保育者に一層の負担を強いるだけでなく、経済的に困難な家庭や障害のある子供など福祉を必要とする家庭や子供が排除されかねないこと、また施設の安定的な運営が困難になることなどが危惧され、さらに財源確保についても明確に示されていないことも問題である。子供の貧困、子育て困難が広がり、待機児童解消が緊急の課題になっている状況を踏まえれば、国と自治体の責任を確保しながら、関連予算の大幅増額により、保育・幼児教育・子育て支援・学童保育の制度を拡充すべきである。全ての子供に質の高い保育を受ける権利を保障する立場から「子ども・子育て新システム」の導入に反対し、現行制度を解体するのではなく、財源確保の上で保育・幼児教育・子育て支援・学童保育施策の拡充を求める。

一、国の責任で緊急に認可保育所を整備し、待機

児童を解消すること。

二、保育所・幼稚園・学童保育などに関わる子供・子育て予算を大幅に増額し、児童福祉施設最低基準・幼稚園設置基準の抜本的改善、保護者負担の軽減、職員処遇の改善をすること。

第三〇五号 平成二十三年三月十七日受理

パキンソン病患者・家族の治療療養生活の質的向上の総合対策に関する請願

請願者 愛知県春日井市黒針町字大久手一三七ノ五 益田利彦 外八百六十名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第三〇六号 平成二十三年三月十七日受理

保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願

請願者 愛媛県今治市阿方甲五三ノ九 井村真澄 外百九十九名

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)に基づく子ども手当の支給が平成

二十三年三月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年九月まで支給する措置を講ずるため、同法の一部改正について定めるものとする。

(平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

第二条 平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十二年」の下に「等」を加える。

第一条中「平成二十二年」の下に「等」を加える。

第七条第二項中「平成二十三年三月(同年二月末日)」を「平成二十三年九月(同年八月末日)」に改め、同条第四項中「平成二十三年二月」を「平成二十三年二月、六月及び十月」に改め、

「同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれを削る。

第二十一条(見出しを含む)中「平成二十三年三月」を「平成二十三年九月」に改める。

第二十二条中「平成二十二年」の下に「等」を加える。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日(この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日)から施行する。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における子ども手当の調整に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合において、同月から当該公布の日(属する月までの月分の児童手当等、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第四条第一項の児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付をいう。以下この条において同じ)の支払が行われたときは、その支払われた児童手当等は、当該

月分として支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。

(特別会計に関する法律等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「平成二十二年」における子ども手当の支給に関する法律を「平成二十二年」等における子ども手当の支給に関する法律に改める。

一 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第三十一条の二

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)附則第八條の二(見出しを含む)

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)附則第八條の二(見出しを含む)

四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第九号)の項

五 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十九條

六 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二十九号の二

七 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第一条

八 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)附則第四項(見出しを含む)

九 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)附則第三条(見出しを含む)

十 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)附則第六項(見出しを含む)

十一 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律(平成十六年法律第二十一号)附則第六項(見出しを含む)

十二 日本年金機構法(平成十九年法律第九十九号)附則第七十五号(見出しを含む)

十三 高度専門医療に関する研究等を行う独立

行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)附則第六条

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出し中「平成二十二年度」の下に「等」を加え、同条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年九月三十日」に、「第七条第十一号の二中」を「同号中」に改め、「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「平成二十二年度」の下に「等」を加え、同条中「平成二十二年度」の下に「等」を加え、同条第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年九月三十日」に改める。





第七部

厚生労働委員会会議録第四号

平成二十三年三月三十一日

〔参議院〕

平成二十三年四月八日印刷

平成二十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A